

ケータイサイトへの中傷書き込み

本校生Aが開設した私的なホームページの掲示板に、「8組のBはキモイ。学校に来ても無視しよう」という書き込みがあり、それを見つけたCが友人であるBに知らせた。ショックを受けたBは、学級担任に相談をした。

危機発生時の対応

1 状況把握と緊急措置

書き込みにショックを受けると同時に、生徒たちの注目(閲覧)や更なる書き込みを恐れている場合が多いので、Bの怒りや不安を十分に受け止め、事実の確認を行う。

サイトへの書き込みは、ネット上で閲覧可能な状態のままである場合が多く、その放置は、中傷の流布や連鎖を生みかねない。問題のページや書き込みを特定し、画面コピーや写真撮影で保存し、ページアドレスを記録した上で、早急に削除させる必要がある。

問題のページや書き込みの削除は、一般的には管理人に削除依頼のメールを送ったり、プロバイダー(サーバー管理者)に削除依頼をする。このケースの場合も早急な削除が望ましいが、Bの様子や希望・書き込みの内容(続いて投稿された書き込み内容を含む)を勘案し、一刻も早く削除させる方法をとるか、Aに反省を促して自ら削除させるかを決める。いずれにせよ、事態の深刻化や興味本位の話題性の拡大を避ける必要がある。

中傷書き込みに対し注意や反論を書き込むことで、反省を促し、沈静化を図ることは、被害生徒のみならず事態を快く思っていない生徒への応援メッセージにもなるが、再反論により逆効果をもたらすおそれもある。特に投稿者が当事者や教員であることが明らかになると、事態の悪化と注目を招きかねないので、慎重を要する。

中傷メールや書き込みの被害生徒は保護者に知られたいと考える場合が多い。また、事態を告げられた保護者も途方に暮れる場合がある。事実確認と対応を進めながら、適切な早期に保護者に連絡する。

Cと面談し、発見から連絡への経緯、Aのサイトの様子、Aの掲示板への訪問者の様子などを聞き取る。また、Bの支えとなるように依頼する。ただし、可能性として、「Bにショックを与えるために知らせた」「AはCが捏造したなりすましである」という場合もありうるので、Cからの聞き取りや協力依頼は慎重にすすめるべきである。

Aが誰かを割り出し、面談を早期に実施する必要がある。Aの中傷書き込みへの同調者がいる場合、それが誰かを割り出して面談をする必要もある。この際、中傷書き込みを知り得た経緯の説明を求められても、BやCの立場を守ることを優先する。

2 関係機関との連携

Bやその保護者が警察への通報を希望する場合、地元警察でもいいが、より専門的には奈良県警の少年サポートセンター及び中南和少年サポートセンターを紹介する。

少年サポートセンター 0742-22-0110

中南和少年サポートセンター 0744-27-4544

ただし、警察を介入させて事態を解明し、問題箇所の削除が実現できたとしても、AとB、及びその他の生徒間の関係にしこりが残りかねないので、そのことをふまえた対応を検討すべきである。

奈良県内には啓発連協が主催するインターネットステーションの取り組みがあり、継続的にインターネット上の人権侵害に対する取り組みをしている。その他、携帯トラブルに取り組む市民団体や個人も存在するので、必要に応じて助言や協力を要請する。ただし、生徒の個人情報の取り扱いには十分に注意する。

市町村人権・同和問題啓発活動推進本部連絡協議会 0744-22-9611

3 情報の収集と一元化

一連の経緯や情報の保存等を一元的に行う担当者が必要である。また、他校生が関係する場合、当該学校との連携に当たる者も固定することが望ましい。

4 教育委員会への報告

校長は速やかに県教育委員会(学校教育課)に連絡・報告し、助言を受ける。

危機終息後の対応

1 原因の究明

個々の関係生徒の背景や互いの関係を丁寧に読み解き、情報を整理・記録するとともに、事象固有の問題点や他の生徒にも共通する問題点を分析し、全教職員の共通理解を図る。

2 支援・援助

しこりを残した解決になればもちろん、十分に反省したように見える解決が導かれたとしても、ネット上の誹謗中傷は、いつどこで発生するか分からない。ひとたび発生すれば、またたく間に情報が広がり、その痛みを知るものは、「誰が書いたのか」「今後書かれるのか」「誰が見ているのか」という恐怖に怯えることになる。被害生徒はもちろん、加害生徒に対しても継続して関わり続けることで、さらなる被害・加害を防ぐことが必要である。また、家庭の協力も求める必要がある。

3 心のケア等

大きく傷ついた生徒は、携帯電話を操作している同級生を見るだけで体が震えることもある。状況によっては、精神科医やスクールカウンセラー等と連携しながら心のケアを行う必要がある。

また加害生徒が実際の学校生活や家庭生活でしんどさを抱えている場合も少なくない。その立場を理解し、対人関係の持ち方を含め、必要な支援をしていく必要もある。

4 学級または、学年全体の指導

問題点を一般化して正しく明示し、生徒相互の不信感を克服できるように、学級または学年全体、場合によっては全校生徒に指導を行う。

5 再発防止

ネットを使った情報発信は、便利で有益な側面もある一方、いとも簡単に他人を大きく傷つけたり、自らを犯罪に巻き込ませる側面も持つ。ケータイ・ネットの様々な落とし穴について十分に学習する機会を設ける。

指導計画・指導内容の立案にあたっては、生徒たちのケータイ・ネット利用の実態について定期的に調査・分析をする必要がある。

6 報告

校長は事後措置の状況を県教育委員会(学校教育課)に報告する。

危機の予防対策

1 児童生徒理解の充実

ネット利用以前の問題として、人間関係の結び方やその維持とトラブルの解決能力、互いの人格と人権を尊重する態度について生徒の実態を把握し、実態に則した課題を明らかにして、生徒指導・人権教育に取り組む必要がある。

ネット利用に関し、メール交換やサイト運営などによって、自尊感情を得ようとする傾向が指摘されている。ネット上に架空の人格を築き上げ、その維持に多大なエネルギーを注ぎ、現実の人間関係や生活習慣に歪みが生じているケースもある。さらには、そうした自尊感情や人格を相互に守るため、過剰な同調圧力から周辺の人間を「盛り上げるネタ」として攻撃対象にしてしまうという心理的背景も指摘されている。こうした点を含め、ネット利用がどのように心身の健全な生育を阻害しているのか、研修・研究を深め、バランスのとれた健全で有益なネット利用の態度と技能を育成しなければならない。

2 保護者との連携

家庭でのパソコンの利用、携帯電話の所持については、基本的に保護者の監督範囲である。PTA研修を実施したり、学校からの資料提供によって、保護者の監督意識や監督能力に資するよう努める。

生徒たち個々のホームページや学校裏サイト等、教員による巡回パトロール、PTAによる巡回パトロールも必要に応じて実施する。